

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	平成29年 6 月27日
【会社名】	株式会社医学生物学研究所
【英訳名】	MEDICAL&BIOLOGICAL LABORATORIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 公政
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3 号
【電話番号】	(052)238-1901 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括本部長 中井 邦彦
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3 号
【電話番号】	(052)238-1901 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括本部長 中井 邦彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

平成29年10月1日をもって、当社普通株式5株を1株に併合する。

第2号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴い、現行定款第8条を変更する。なお、本変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が生じる旨の附則を設けており、本附則は当該変更の効力発生をもって削除するものとする。

経営陣の責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に対し迅速に対応するために現行定款第22条を変更し、取締役の任期を2年から1年に変更する。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除する。

第3号議案 取締役7名選任の件

山田 公政、安田 健二、森津 孝詞、中井 邦彦、神谷 紀一郎、原 弘一及び牛田 雅之を取締役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	17,798	415	-	（注）1	可決 97.63
第2号議案	17,809	404	-	（注）1	可決 97.69
第3号議案					
山田 公政	16,994	1,219	-	（注）2	可決 93.22
安田 健二	16,995	1,218	-		可決 93.23
森津 孝詞	16,999	1,214	-		可決 93.25
中井 邦彦	16,997	1,216	-		可決 93.24
神谷 紀一郎	16,990	1,223	-		可決 93.20
原 弘一	16,996	1,217	-		可決 93.23
牛田 雅之	16,996	1,217	-		可決 93.23

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上